



発行 東京都

目次

告示

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定取消し

（福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課）：一

公告

○市街地再開発組合の理事長の就任（二件）

（都市整備局市街地整備部再開発課）：二

○開発行為に関する工事完了（二件）

（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）：二

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出

（産業労働局商工部地域産業振興課）：二

告示

●東京都告示第千二百六十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第二十一条の五の二十四第一項の規定により指定障害児通所支援事業者の指定を取り消すことと決定したので、法第二十一条の五の二十五及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第二百二十二号）第六条の規定

に基づき、次のとおり告示する。

令和二年十月八日

東京都知事 小池百合子

指定障害児通所支援事業者

サービスの種類 児童発達支援（児童発達支援センターでないもの）

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	処分年月日	指定取消年月日
株式会社アビリティブルーム	アビリティ上野	台東区上野七丁目13番6号 上野Sビル2階	令和2年8月31日	令和2年8月31日

サービスの種類 放課後等デイサービス

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	処分年月日	指定取消年月日
株式会社アビリティブルーム	アビリティ上野	台東区上野七丁目13番6号 上野Sビル2階	令和2年8月31日	令和2年8月31日

サービスの種類 保育所等訪問支援

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	処分年月日	指定取消年月日
株式会社アビリティブルーム	アビリティ上野	台東区上野七丁目13番6号 上野Sビル2階	令和2年8月31日	令和2年8月31日

公 告

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八
条第一項の規定により月島三丁目北地区市街地再開発組
合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があつたの
で、同条第二項の規定により公告する。

令和二年十月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

金子 哲明

二 住所

中央区月島三丁目二十番二号

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二十八
条第一項の規定により武蔵小金井駅南口第2地区市街地再
開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出が
あつたので、同条第二項の規定により公告する。

令和二年十月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

星野 治衛

二 住所

小金井市前原町三丁目四十番十三号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和二年十月八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東大和市芋窪六丁目千三百七
番六及び千三百十六番四(第
二工区) 東大和市芋窪六丁目千三百
十四番地 荒畑 幸次

武蔵村山市伊奈平五丁目二番
一から同番三まで、同番四の
一部、同番七、同番八並びに
同番九及び同番十の各一部 練馬区石神井町二丁目二十
六番十一号 一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

令和二年十月八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

東久留米市柳窪四丁目四百九
十一番の一部(第一工区) 西東京市東伏見三丁目六番
十九号 タクトホーム株式会社
代表取締役 小寺 一裕

調布市菊野台三丁目四十七番
二の一部及び四十八番七 武蔵野市境二丁目二番二号
株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎

府中市紅葉丘二丁目二十九番 武蔵野市境二丁目二番二号

三及び同番十一から同番二十
六まで 株式会社飯田産業
代表取締役 千葉雄二郎
武蔵野市境二丁目千二百七十
七番一及び同番六 千代田区霞が関一丁目四番
一号 日本土地建物株式会社
代表取締役 平松 哲郎
千代田区大手町一丁目九番
二号 三菱地所レジデンス株式会
社
代表取締役 宮島 正治
中央区銀座六丁目二番一号
三信住建株式会社
代表取締役 信田 博幸

三鷹市井の頭一丁目千三百三
十四番三の一部、同番八、同
番九の一部、同番十二、同番
二十二、同番二十三の一部及
び同番二十五 三鷹市牟礼五丁目一番三号
丸栄建設株式会社
代表取締役 高橋 智之

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店
舗の変更について届出があつたので、同条第三項において
準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう
とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体
にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体に
あっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を
添えて、令和二年十月八日から四月以内に東京都産業労働
局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

に到着するよう提出してください。

令和二年十月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

トヨーショッピングセンター

二 店舗所在地

目黒区碑文谷四丁目一番一号

三 設置者名

みずほ信託銀行株式会社

四 設置者住所

中央区八重洲一丁目二番一号

五 変更前の設置者の代表者名

飯盛 徹夫

六 変更後の設置者の代表者名

梅田 圭

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称

イオンリテールストア株式会社ほか二名

八 変更前の小売業者の代表者名

岡崎 双一(イオンリテールストア株式会社)ほか

九 変更後の小売業者の代表者名

井出 武美(イオンリテールストア株式会社)ほか

十 変更日

令和二年四月一日ほか

十一 届出日

令和二年九月三日

十二 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十三 縦覧期間

令和二年十月八日から令和三年二月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十四 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

町田ビルディング

二 店舗所在地

町田市原町田六丁目二番六号

三 設置者名

株式会社丸井

四 設置者住所

中野区中野四丁目三番二号

五 変更前の設置者の代表者名

佐々木 一

六 変更後の設置者の代表者名

青野 真博

七 変更前の小売業者の氏名又は名称

株式会社有隣堂ほか四十一名

八 変更後の小売業者の氏名又は名称

株式会社キタムラほか三十八名

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称

田中興産株式会社ほか七名

十 変更前の小売業者の住所

滋賀県大津市中央一丁目四番三号(田中興産株式会社)ほか

十一 変更後の小売業者の住所

滋賀県大津市長等二丁目一番二一(田中興産株式会社)ほか

十二 変更前の小売業者の代表者名

石川 康晴(株式会社ストライプインターナショナル)ほか

十三 変更後の小売業者の代表者名

立花 隆央(株式会社ストライプインターナショナル)ほか

十四 変更日

令和二年七月一日ほか

十五 届出日

令和二年九月八日

十六 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十七 縦覧期間

令和二年十月八日から令和三年二月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十八 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

時までを除く。

一 店舗名

町田セブンビル

二 店舗所在地

町田市原町田六丁目一番六号

三 設置者名

町田セブンビル株式会社

四 設置者住所

町田市原町田六丁目一番六号

五 変更を行った小売業者の氏名又は名称

株式会社丸井

六 変更前の小売業者の代表者名

佐々木 一

七 変更後の小売業者の代表者名

青野 真博

八 変更日

令和二年七月一日

九 届出日

令和二年九月八日

十 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十一 縦覧期間

令和二年十月八日から令和三年二月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十二 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

恵比寿ガーデンプレイス

二 店舗所在地

渋谷区恵比寿四丁目二十番七号ほか

三 設置者名

サッポロ不動産開発株式会社ほか一名

四 設置者住所

渋谷区恵比寿四丁目二十番三号ほか

五 変更を行った設置者名	か みずほ信託銀行株式会社
六 変更前の設置者の代表者名	飯盛 徹夫
七 変更後の設置者の代表者名	梅田 圭
八 変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社三越伊勢丹ほか九名
九 変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社三越伊勢丹ほか十名
十 変更を行った小売業者の氏名又は名称	俺の株式会社
十一 変更前の小売業者の代表者名	坂本 孝
十二 変更後の小売業者の代表者名	寺崎 悦男
十三 変更日	令和二年七月二十二日ほか
十四 届出日	令和二年九月八日
十五 縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十六 縦覧期間	令和二年十月八日から令和三年二月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十七 縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)
郵便番号 113-0001

